改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条中第三十項を第三十二項とし、第二十七項から第二十九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十六項中「第十七項から第三十三項まで」を「第十八項から第三十五項まで」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第十七項から第三十五項まで」を「第十八項から第三十六項まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項第三号中「第十八項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第二十八項第二号」を「第三十項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項第一号中「第三十七条の十三の二第一項各号」を「第三十七条の十三の三第一項各号」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第六号中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　法附則第三十五条の三第十一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　特定株式会社の設立特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が当該特定株式会社の発起人であること。

二　当該市町村民税の所得割の納税義務者が次に掲げる者に該当しないこと。

イ　当該設立特定株式を発行した特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）

ロ　特定事業主であつた者の親族

ハ　特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ニ　特定事業主であつた者の使用人

ホ　ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生計を維持しているもの

ヘ　ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

附則第十八条の六第十六項の表法第三十二条第三項の項中「第二十五条の十二の二第二十三項第一号」を「第二十五条の十二の三第二十三項第一号」に改め、同条第十六項及び第十七項を同条第十七項とし、同条第十五項第四号及び第八号中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十四項を第十五項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第五項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第三号中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十二項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「第三十七条の十三の二第一項各号」を「第三十七条の十三の三第一項各号」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第三十五条の三第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社（以下この項及び第十九項において「特定株式会社」という。）の同条第一項に規定する設立特定株式（次号イ及び第十九項において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が当該特定株式会社の発起人であること。

二　当該道府県民税の所得割の納税義務者が次に掲げる者に該当しないこと。

イ　当該設立特定株式を発行した特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）

ロ　特定事業主であつた者の親族

ハ　特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ニ　特定事業主であつた者の使用人

ホ　ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生計を維持しているもの

ヘ　ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

附則第十八条の六第十六項の表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第六項の表第四十八条の三第二号ホの項中「第四十八条の三第一項第二号ホ」を「第四十八条の三第二項第二号ホ」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第十五項第五号中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改める。

附則第二十四条第三項及び第九項中「第七条の十三の四」を「第七条の十三の四第一項」に改める。

附則第二十六条第一項中「第七条の九」を「第七条の九第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「第七条の九」を「第七条の九第一項」に改め、同条第五項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第六項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改め、同条第七項中「附則第四条第十四項及び第四条の二第十三項」を「附則第四条第十五項及び第四条の二第十四項」に改める。

附則第二十七条第二項中「第七条の九」を「第七条の九第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「第七条の九」を「第七条の九第一項」に改め、同条第七項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第八項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改め、同条第九項中「附則第四条第十四項及び第四条の二第十三項」を「附則第四条第十五項及び第四条の二第十四項」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第十五項第五号中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十五条の六第一号の改正規定　令和五年五月一日

二　目次の改正規定、第六条の七を削り、第六条の八を第六条の七とし、第六条の九を第六条の八とし、同条の次に一条を加える改正規定、第六条の二十一の二の改正規定、第九条の十一の次に一条を加える改正規定、第九条の十二の改正規定、第九条の十六の次に一条を加える改正規定、第九条の十七及び第九条の二十の二の改正規定、同条を第九条の二十の三とし、第九条の二十の次に一条を加える改正規定、第三十三条の四及び第三十三条の五の改正規定、第三十九条の十三の次に一条を加える改正規定、第三十九条の十四及び第四十条の二の改正規定、同条を第四十条の三とし、第四十条の次に一条を加える改正規定、第四十三条の十七の三の次に一条を加える改正規定、第四十三条の十八の改正規定、第四十四条の四の次に一条を加える改正規定、第四十四条の五の改正規定、第二章第十節中第四十五条の二の六とする改正規定、第四十五条の二の四の改正規定、同条を第四十五条の二の五とし、第四十五条の二の三の次に一条を加える改正規定、第四十八条の十八の次に一条を加える改正規定、第四十八条の十九の改正規定、第五十二条の二十一の次に一条を加える改正規定、第五十二条の二十二の改正規定、第五十三条の四の次に一条を加える改正規定、第五十三条の五の改正規定、第五十三条の八の次に一条を加える改正規定、第五十四条及び第五十四条の四十八の三の改正規定、同条を第五十四条の五十九の四十八の四とし、第五十四条の四十八の二の次に一条を加える改正規定、第五十四条の五十九の